

宮城県RTKシステム運用・利用に係るQ & A

R5.6.1更新

○県が整備するRTK基地局の運用に関してQ & A形式でとりまとめたものです。

※回答は現段階のものであり、今後取扱が変更になった場合は別途お知らせします。

宮城県農業振興課

No	項目 (リストから 選択)	質問内容	質問者 所属名	県回答
1	基地局	RTK基地局の設置者（所有者），運営者は誰か？		・設置者、所有者、運営者いずれも宮城県です。
2	基地局	設置場所は？		・設置場所は、県内7か所でいずれも県有施設に設置しています。 ・具体的には、①大河原合同庁舎，②農業・園芸総合研究所，③王城寺原補償工事事務所，④栗原合同庁舎，⑤石巻合同庁舎，⑥登米合同庁舎，⑦気仙沼合同庁舎 の7か所です。
3	基地局	補正データは、7基地局すべてから受けるものなのか？		・ IDと基地局は、1対1の関係です。 利用者（ID）側が受ける補正データは、1基地局からのものです。
4	基地局	基地局から半径20kmを超えると利用できないか？		・メーカーが有効範囲とするのは、1基地局につき、半径約20km圏内が利用可能範囲です。 ・ただし、半径20kmを超えるエリアでも条件によっては受信できます。
5	利用条件	利用申込期限は？		・第1期は、令和5年2月24日までです。令和5年3月上旬からテスト運用を開始するので、それまでにID発行するための期限としております。 ・令和5年度は令和5年4月3日から通年受付していますが、第2期は、令和5年4月20日を申込期限としております。
6	利用条件	利用者の条件は？		・個人（農業者）、法人（農業法人）、研究機関等（農業関連企業含む）として案内しておりますが、利用分野に制限は設けておりませんので、判断が難しい場合は、事務局へご相談ください。
7	利用条件	R4年度の県補助金（デジタル田園実装拡大事業（農業者支援）等）の採択者ではないが、利用申込できるか？		・宮城県RTKシステムは、補助事業の活用の有無に関係なく、申し込いただけます。
8	利用条件	利用するためには、利用契約を結ぶことになるのか？その契約期間は？		・宮城県と利用に関する契約を結びます。その期間は、「締結日から令和10年3月31日」です。 ・令和5年4月から5年後を契約終期としています。

9	利用条件	令和6年度や令和7年度から利用申込した場合の契約期間は？	・この場合も契約期間は、「締結日から令和10年3月31日」となります。
10	負担金	複数年の利用契約だが、負担金は一括納付か？	・負担金は、1年間分を毎年の年度初めに請求いたします。
11	利用条件	契約期間中の変更・解約は可能か？	・可能です。 ・IDの追加または取消は、随時可能です。ただし、納付済みの負担金の払戻しは行いません。
12	利用条件	令和10年3月31日以降の利用はどうなる？	・令和10年度中に、以後の運用について総合的に判断します。運用を継続する場合は、利用契約を更新する予定です。
13	負担金	利用者負担金の金額は？	・ID一つ目（1台目）が、20,000円/台、ID二つ目（2台目以降）から10,000円/台です。 【ID数と負担金料】 ・計1台 = 20,000円 ・計2台 = 30,000円 ・計3台 = 40,000円 ・計4台 = 50,000円 (2台目以降は、10,000円/台)
14	利用条件	利用申込から利用開始までの流れは？	・利用案内のチラシ裏面を参照願います。 ①利用申込後、契約前にIDを発行して、約1か月の試用期間を設けます。申込者は、試用期間中に農業機械等との接続について確認します。 (接続不能な場合は、試用期間中の申し出により、申込を取り消します。負担金の請求はありません。) ②接続に問題なければ、同一IDを継続して利用し、県と利用契約を結びます。 ③利用者に対し、県から負担金が請求され、期限までに納入していただきます。
15	書類	利用申込書（様式1）の作成上の注意は？	・記入例を参照して作成願います。 ・申し込むID1つ（1台）につき1枚を作成します。IDを3つ（3台）申し込む場合は、3枚必要となります。 ・また、利用する主なほ場のおおよその位置図を添付してください。（道路地図など大まかな地図の活用で結構です。）

R5.6.
1New

16	書類	契約書（様式2）の作成上の注意は？	<ul style="list-style-type: none">・記入例を参照して作成願います。・様式2は、2部作成して、2部とも県に提出してください。IDが1つ（1台）でも複数（複数台）でも、2部です。
17	基地局	1つのIDを複数の農業機械で使用することは可能か？	<ul style="list-style-type: none">・トラクター（耕起）で使用後、田植機で使用するなど、1つのIDで異なる機械を稼働させることは可能です。ただし、1つのIDを同時に複数台の機械で利用することはできません。（基地局のデータ配信機器側で制限をかけています。）
18		利用者負担金はいつから納付し、いつまでが支払期限か？	<ul style="list-style-type: none">・第1期は、4月1日を利用契約日とし、契約書の送付と併せて負担金の納入通知書を利用者宛てに送付いたします。・支払期限は、納入通知書発行日から20日間です。・令和5年4月以降の申込についても、第1期と同様の手続きです。【利用申込案内を参照願います。】
19		ID、パスワードを忘れた。	<ul style="list-style-type: none">・再発行をいたしますので、公益社団法人みやぎ農業振興公社（※）へご連絡ください。（ID、パスワードを紛失し、他人に使用される可能性がある場合は、その旨ご連絡ください。）（パスワードは、利用者側での変更ができません。）（※：R5年6月1日以降は、ID、パスワードの発行事務が県から（公社）みやぎ農業振興公社に委託されます）
20		次の申込はいつから募集する？	<ul style="list-style-type: none">・令和5年4月3日（月）から開始し、第2期は4月20日締め切りで、4月末にID、パスワードを発行する予定です。【利用申込案内参照】・以後、通年で利用申込を受け付けし、毎月20日を締め切りとし、月末までにID・パスワードを発行いたします。→ID・パスワード発行から約1か月の試用期間を経て、利用契約をします。（利用負担金は、月割り、日割りを行いませんので、利用開始月に関らず、利用者負担金は同額です。）【利用申込案内を参照願います。】